

「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例」の検討にあたり、 関連のある法令(憲法・地方自治法)

目次

1. 日本国憲法	1
2. 地方自治法	3

各条文に付けた【見出し】は、事務局によるものです。

.....

1. 日本国憲法（一部抜粋）

前文

第1章 天皇

第2章 戦争の放棄

第3章 国民の権利及び義務

第4章 国会

第5章 内閣

第6章 司法

第7章 財政

第8章 地方自治

第9章 改正

第10章 最高法規

第11章 補則

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。→【**基本的人権**】

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。→【**自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任**】

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。→【**個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重**】

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。→【法の下の平等】

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。→【請願】

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。→【思想・良心の自由】

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。→【信教の自由】

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。→【集会・結社・言論の自由】

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。→【居住・移転・職業選択の自由】

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。→【学問の自由】

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。→【婚姻】

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。→【健康で文化的な最低限度の生活】

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。→【教育を受ける権利】

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。→【勤労の権利と義務】

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。→【財産権】

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第28条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。→【納税の義務】

(以下略)

第8章 地方自治

第 92 条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。→【地方自治の本旨】

第 93 条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

→【議会の設置】

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。→【長及び議員の選挙】

第 94 条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。→【条例の制定】

第 95 条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。→【特別法】

2. 地方自治法（一部抜粋）

第1編 総 則 （第1条～第4条の2）

第2編 普通地方公共団体 （第5条～第263条の3）

第3編 特別地方公共団体 （第264条～第319条）

第4編 補 則 （第320条～第321条）

附 則

別 表

第1編 総則

第1条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。→【地方自治法の目的】

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。→【地方公共団体の役割】

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団とする。

第2条 地方公共団体は、法人とする。→【地方公共団体】

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により

処理することとされるものを処理する。

- 3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第5項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第5項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
- 4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。
- 5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第2項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。
- 6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。
- 7 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。
- 8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。
- 9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。
 1. 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第1号法定受託事務」という。）
 2. 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第2号法定受託事務」という。）
- 10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第1号法定受託事務にあつては別表第1の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第2号法定受託事務にあつては別表第2の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。
- 11 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。
- 12 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。
- 13 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。
- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

- 15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。
- 16 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。
- 17 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第2編 普通公共団体 第2章 住民

第 10 条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。→【住民】

- 2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

第 11 条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。→【選挙権】

第 12 条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。→【条例の制定、改廃請求権、監査請求権】

- 2 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の事務の監査を請求する権利を有する。

第 13 条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有する。→【議会の解散請求権、議会、長等の解職請求権】

- 2 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

- 3 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の教育委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

第 13 条の 2 市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない。

第2編 普通公共団体 第4章 選挙

第 17 条 普通地方公共団体の議会の議員及び長は、別に法律の定めるところにより、選挙人が投票によりこれを選挙する。→【議員の選挙】

第 18 条 日本国民たる年齢満 20 年以上の者で引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。→【選挙権を有する条件】

第 19 条 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満 25 年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。→【被選挙権を有する条件】

- 2 日本国民で年齢満 30 年以上のものは、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する。

- 3 日本国民で年齢満 25 年以上のものは、別に法律の定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する。

第2編 普通公共団体 第6章 議会

第1節 組織

第 89 条 普通地方公共団体に議会を置く。→【議会の設置】

第 90 条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。→【都道府県の議員の定数】

- 2 都道府県の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数（都にあつては、特別区の存する区域の人口を 100 万人で除して得た数を当該各号に定める数に加えた数（その数が 130 人を超える場合にあっては、130 人））を超えない範囲内で定めなければならない。

1. 人口 75 万未満の都道府県 40 人
 2. 人口 75 万以上 100 万未満の都道府県 人口 70 万を超える数が 5 万を増すごとに 1 人を 40 人に加えた数
 3. 人口 100 万以上の都道府県 人口 93 万を超える数が 7 万を増すごとに 1 人を 45 人に加えた数（その数が 120 人を超える場合にあっては、120 人）
- 3 第 1 項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた都道府県においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。
- 4 第 1 項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
- 5 第 6 条の 2 第 1 項の規定による処分により、著しく人口の増加があつた都道府県においては、前 2 項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増加することができる。
- 6 第 6 条の 2 第 1 項の規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県（以下本条において「設置関係都道府県」という。）は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めなければならない。
- 7 前項の規定により新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係都道府県は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
- 8 前項の規定により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の定数は、第 1 項の規定に基づく当該都道府県の条例により定められたものとみなす。
- 9 第 6 項の協議については、設置関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

第 91 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。→【市長村の議員の定数】

- 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

1. 人口 2,000 未満の町村 12 人
2. 人口 2,000 以上 5,000 未満の町村 14 人
3. 人口 5,000 以上 10,000 未満の町村 18 人
4. 人口 1 万以上 2 万未満の町村 22 人

5. 人口 5 万未満の市及び人口 2 万以上の町村 26 人
 6. 人口 5 万以上 10 万未満の市 30 人
 7. 人口 10 万以上 20 万未満の市 34 人
 8. 人口 20 万以上 30 万未満の市 38 人
 9. 人口 30 万以上 50 万未満の市 46 人
 10. 人口 50 万以上 90 万未満の市 56 人
 11. 人口 90 万以上の市 人口 50 万を超える数が 40 万を増すごとに 8 人を 56 人に加えた数（その数が 96 人を超える場合にあっては、96 人）
- 3 第 1 項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた市町村においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。
- 4 第 1 項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
- 5 第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前 2 項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。
- 6 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。
- 7 第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が 2 以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。
- 8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
- 9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第 1 項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。
- 10 第 7 項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。
- 第 92 条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

→【議員の兼任の禁止】

- 2 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。
- 第 92 条の 2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。→【議員活動の制約】

第 93 条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4 年とする。→【議員の任期】

- 2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙され

た議員の在任期間については、公職選挙法第 258 条及び第 260 条の定めるところによる。

第 94 条 町村は、条例で、第 89 条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。→【町村総会】

第 95 条 前条の規定による町村総会に関しては、町村の議会に関する規定を準用する。→【町村総会の準用規定】

第2節 権限

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。→【議会の議決事件】

1. 条例を設け又は改廃すること。
2. 予算を定めること。
3. 決算を認定すること。
4. 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
5. その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
6. 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
7. 不動産を信託すること。
8. 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
9. 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
10. 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
11. 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
12. 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
13. 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
14. 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
15. その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第 97 条 普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する選挙を行

わなければならない。→【選挙】

- 2 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

第 98 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。→【執行機関の検査・監査を行う権限】

- 2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第 199 条第 2 項後段（監査の実施に関する政令への委任）の規定を準用する。

第 99 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。→【意見書を提出する権限】

第 100 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。→【百条調査権】

- 2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定があるものを除く外、前項の規定により議会在当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

- 3 第 1 項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6 箇月以下の禁錮又は 10 万円以下の罰金に処する。

- 4 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。

- 5 議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

- 6 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から 20 日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。

- 7 第 2 項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを 3 箇月以上 5 年以下の禁錮に処する。

- 8 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- 9 議会は、選挙人その他の関係人が、第3項又は第7項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- 10 議会が第1項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会し又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- 11 議会は、第1項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。
- 12 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。
- 13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。
- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。
- 17 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。
- 18 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。
- 19 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。
- 第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。→

【学識経験者の利用】

以下、略

第3節 招集及び会期

第4節 議長及び副議長

第5節 委員会

第6節 会議

第7節 請願

第8節 議員の辞職及び資格の決定

第9節 紀律

第10節 懲罰

第11節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員

第2編 普通公共団体 第7章 執行機関

第1節 通則

第 138 条の 2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。→【執行機関の責務】

第 138 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。→【執行機関の組織】

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。→【委員会・委員の設置】

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第2節 普通地方公共団体の長

第 139 条 都道府県に知事を置く。→【長の設置】

2 市町村に市町村長を置く。

第 140 条 普通地方公共団体の長の任期は、4 年とする。→【長の任期】

2 前項の任期の起算については、公職選挙法第 259 条及び第 259 条の 2 の定めるところによる。

第 141 条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

2 普通地方公共団体の長は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

第 142 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。→【長の兼任禁止】

第 143 条 普通地方公共団体の長が、被選挙権を有しなくなつたとき又は前条の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長が公職選挙法第 11 条、第 11 条の 2 若しくは第 252 条又は政治資金規正法第 28 条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。【失職】

2 前項の規定による決定は、文書をもつてし、その理由をつけてこれを本人に交付しなければならない

らない。

3 第1項の規定による決定に不服がある者は、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査請求をすることができる。

4 前項の審査請求に関する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項本文の期間は、第1項の決定があつた日の翌日から起算して21日以内とする。

第144条 普通地方公共団体の長は、公職選挙法第202条第1項若しくは第206条第1項の規定による異議の申出、同法第202条第2項若しくは第206条第2項の規定による審査の申立て、同法第203条第1項、第207条第1項、第210条若しくは第211条の訴訟の提起に対する決定、裁決又は判決が確定するまでの間（同法第210条第1項の規定による訴訟を提起することができるときにおいて、当該訴訟が提起されなかつたとき、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したとき、又は当該訴訟が取り下げられたときは、それぞれ同項に規定する出訴期間が経過するまで、当該裁判が確定するまで又は当該取下げが行われるまでの間）は、その職を失わない。→【失職】

第145条 普通地方公共団体の長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前、都道府県知事にあつては30日、市町村長にあつては20日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。但し、議会の同意を得たときは、その期日前に退職することができる。→【退職】

第146条 削除

第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。→【地方公共団体の統括・代表】

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。→【事務の管理・執行】

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。→【長の担任意務】

1. 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
2. 予算を調製し、及びこれを執行すること。
3. 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
4. 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
5. 会計を監督すること。
6. 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
7. 公の施設を設定し、管理し、及び廃止すること。
8. 証書及び公文書類を保管すること。
9. 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

第150条及び第151条 削除

第152条 普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理する。この場合において副知事又は副市町村長が2人以上あるときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定めがないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。→【副知事・副市町村長】

2 副知事若しくは副市町村長にも事故があるとき若しくは副知事若しくは副市町村長も欠けたとき又は副知事若しくは副市町村長を置かない普通地方公共団体において当該普通地方公共団

体の長に事故があるとき若しくは当該普通地方公共団体の長が欠けたときは、その補助機関である職員のうちから当該普通地方公共団体の長の指定する職員がその職務を代理する。

- 3 前項の場合において、同項の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がいないときは、その補助機関である職員のうちから当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の職員がその職務を代理する。

第 153 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。→【事務の委任・代理】

- 2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

第 154 条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。→【職員の指揮監督】

第 154 条の 2 普通地方公共団体の長は、その管理に属する行政庁の処分が法令、条例又は規則に違反すると認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。→【処分の取り消し・停止】

第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。→【支所・出張所】

- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。3 第 4 条第 2 項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第 156 条 普通地方公共団体の長は、前条第 1 項に定めるものを除く外、法律又は条例の定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。→【行政機関の設置】

- 2 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定める。

- 3 第 4 条第 2 項の規定は、第 1 項の行政機関の位置及び所管区域にこれを準用する。

- 4 国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下本条中これに同じ。）は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければならない。

- 5 前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、地方入国管理局の支局及び出張所並びに支局の出張所、警察機関、官民人材交流センターの支所、検疫機関、防衛省の機関、税関の出張所及び監視署、税関支署並びにその出張所及び監視署、税務署及びその支署、国税不服審判所の支部、地方航空局の事務所その他の航空現業官署、総合通信局の出張所、電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官署、海上警備救難機関、航路標識及び水路官署、森林管理署並びに専ら国費をもつて行う工事の施行機関については、これを適用しない。

第 157 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。→【公共的団体等の指揮監督】

- 2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

- 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

第 158 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。→【内部組織の設置】

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第 1 項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第 159 条 普通地方公共団体の長の事務の引継ぎに関する規定は、政令でこれを定める。→【引継ぎ】

2 前項の政令には、正当の理由がなくて事務の引継ぎを拒んだ者に対し、10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

以下、略

第3節 委員会及び委員

第4節 地域自治区

第3編 特別地方公共団体 第2章 特別区

(特別区)

第 281 条 都の区は、これを特別区という。

2 特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされるもの及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされるものを処理する。

3 第 2 条第 4 項の規定は、特別区について準用する。

(都と特別区との役割分担の原則)

第 281 条の 2 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第 2 条第 5 項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第 3 項本文において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

2 特別区は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第 2 条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。

3 都及び特別区は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。

(特別区の議会の議員の定数)

第 281 条の 6 特別区の議会の議員の定数は、56 人を超えてはならない。

(都と特別区及び特別区相互の間の調整)

第 281 条の 7 都知事は、特別区に対し、都と特別区及び特別区相互の間の調整上、特別区の手続の処理について、その処理の基準を示す等必要な助言又は勧告をすることができる。

(特別区財政調整交付金)

第 282 条 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第 5 条第 2 項に掲げる税のうち同法第 734 条第 1 項及び第 2 項第 3 号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。

3 都は、政令の定めるところにより、第 1 項の特別区財政調整交付金に関する事項について総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、必要があると認めるときは、第 1 項の特別区財政調整交付金に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができる。

(都区協議会)

第 282 条の 2 都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。

2 前条第 1 項又は第 2 項の規定により条例を制定する場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、都区協議会に関し必要な事項は、政令で定める。